

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回数		第1回
日時	2018年7月18日（水）	13時30分	～	15時00分
会場	中野区役所 7階 第8会議室			
検討内容				
【 委嘱式 】				
◆健康福祉部長 小田氏挨拶				
<p>第6期中野区障害者自立支援協議会の全体会は、5期から引き続き委員をお願いしている方と新たに5名の方が加わって23名の委員となっている。本日は委嘱式も行なうため、机の上に委嘱状を置かせて頂いている。第1期自立支援協議会の開催は平成20年2月から始まり、5期までで10年間の歴史があり、この間、障害者を取り巻く様々な課題等について検討、色々な状況を共有して頂いた。部会については、第5期は三つの部会で検討して頂いて、大変感謝している。第6期は差別解消部会が加わって、新たに四つの部会となる。障害のある方が地域の中で、長く幸せに、暮らしていけるように、皆様のお力を貸して頂きたい。先日発生した西日本の豪雨は、甚大な被害をもたらした。中野区の場合は、大きな河川の整備はかなり進んでいるので、同じ状況は起こらないとは思いますが、都市型豪雨が起きた場合に皆様が避難された場合のことを、区としても考えていかないといけない。また被災地の皆様におかれましては、一日も早くふつうの生活に戻ることができることを祈念している。</p>				
【 第1回自立支援協議会 】				
◆配布資料の確認				
第6期 中野区障害者自立支援協議会 委嘱式次第 第一回全体会次第				
資料1 第6期中野区障害者自立支援協議会名簿（順不同）				
資料2 第6期中野区障害者自立支援協議会の組織（案）				
資料3 第6期中野区障害者自立支援協議会 事務局等担当者名簿				
資料4 第6期中野区障害者自立支援協議会（全体会）日程表				
資料5 中野区障害者自立支援協議会要綱				
資料6 相談支援機関会議記録				
第5期中野区障害者自立支援協議会活動報告書				
◆健康福祉部副参事 菅野氏挨拶				
<p>自立支援協議会が始まってから、これまでの間、活発なご協議やご意見を頂いて感謝している。今後も障害のある方、ない方、すべての方が安心して住み続けられるように、この取り組みについてご意見やご提案を頂きたい。</p>				
◆各委員自己紹介				
<p>・中村委員：中野区内ではコロニー中野、仲町就労支援事業所、コロニーもみじやま支援センター、中野第二江原寮（グループホーム）を運営している。社会福祉法人東京コロニーは、コロニー中野とコロニーもみじやま支援センターでは法人内で初めて生活介護の事業を開始した。</p>				

- ・秋元委員：社会福祉協議会は、成年後見やボランティア活動の推進など、もともとは地域福祉を推進することを目的とした団体なので、皆様の課題に応じて繋げる役割があると思っている。
- ・市野委員：中野区福祉団体連合会の副会長を務めている。中野区福祉団体連合会は10の障害者団体で活動している。
- ・上西委員：社会福祉法人中野あいいく会は、知的障害の方が主な対象で通所、共同生活援助、相談支援事業所等を区内で運営している。今年度から中部すこやか障害者相談支援事業所の委託を受けている。
- ・宮澤委員：中野区愛育会は、障害があっても住み慣れた中野でその人らしく、安心・安全に暮らしていけるようにということを願って、日々活動している。
- ・大坂委員：特定非営利活動法人カサ デ オリーバは、就労継続支援B型と共同生活援助（通過型と介護サービス包括型）を運営している。
- ・大浦委員：中野区民生児童委員協議会は、14地区、約300人弱会員がいて、現在江古田地区の会長を務めている。現在は高齢者調査を行っている。
- ・西島委員：4月からハローワーク新宿の雇用開発部長として、障害者援助第二部門で専門援助を行っている。
- ・遠藤委員：中野区医師会の訪問看護ステーションでは、障害のある方、精神障害の方の訪問を行っている。
- ・坂田委員：中野特別支援学校でコーディネーターとして勤務している。学齢期の児童の問題を皆様と共有していければと思っている。
- ・保坂委員：全国重症心身障害児者を守る会は、中野区内では中野区立療育センターアポロ園と中野区子ども発達支援センターたんぼぼの指定管理を受けて運営している。アポロ園では、今年度10月から障害児の相談支援事業を開設予定。
- ・米内山委員：聴覚障害があるので、手話通訳を通して皆様とお話しさせて頂いている。
- ・高橋委員：第5期に続いて、第6期も勉強させて頂きながら、皆様と知識を深めていきたい。
- ・小高委員：NPO法人ねこの手では、障害が重くても地域で地域生活を続けていくことができるようヘルパー派遣事業、自立支援活動を行っている。
- ・奥秋委員：正夢の会では、中野区内では弥生福祉作業所、ゆめなりあ、鷺宮すこやか障害者相談支援事業所を運営している。弥生福祉作業所は指定管理5年目なので、来年以降も指定管理を受けることができるようにがんばりたい。
- ・近藤委員：NPO法人すばる会の就労継続支援B型のサービス管理責任者を担当している。就労継続支援B型の事業所1か所、ユニットまで含めると通過型のグループホームを3か所運営している。就労継続支援B型では、4月に総合支援法の報酬が変わった関係で昨年度と比べると運営に影響が出ている。その影響等についても皆様と議論を深めていきたい。
- ・鈴木委員：障害者福祉事業団では、主に就労支援の活動を行っている。第5期から引き続いて、働く喜びや楽しさを知って頂きながら、就労したいという方の希望が実現するとよいと思っている。障害者雇用に対して地域の中で理解が深まるように、この自立支援協議会の中で活動していきたい。
- ・関口委員：精神障害の当事者で、武蔵野市にあるNPO法人で働いている。長いこと中野区障害者自立支援協議会の活動に携わっている。

・柴山委員：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会では、知的障害の方を対象に都内で約 60 事業所をサービスとして展開している。地域部門（グループホーム部門）では、都内で約 140 のユニット、中野区内では中野しいの木寮、緊急一時事業のやまと荘、やよい荘、かみさぎこぶし園、障害者福祉会館を運営している。自立支援協議会を通して、区内で皆様が楽しく安全安心に生活できるため学んだことを、日々の仕事や同僚等と共有できればと思っている。

・安西委員：中野区障害者福祉会館の生活介護を担当している。初めて参加させて頂くので、皆様から教えて頂いたことを活かしたい。

・松田委員：特定非営利活動法人リトルポケットは、精神障害の方の地域生活支援に力を入れて活動している団体。近年では、精神障害の方を病院から地域へ戻すということに力をいれて各事業所を展開している。大きな事業所としては、精神障害者地域生活支援センターせせらぎ、知的障害者の方を対象としたつむぎ、南部すこやか障害者相談支援事業所を展開している。

・当日欠席された委員の方のご紹介

→中野区肢体不自由児者父母の会・大村委員、社会福祉法人南東北事業団 障害者支援施設江古田の森・小島委員

#### ① 会長の選出、副会長の指名

中野区障害者自立支援協議会設置要綱 第 4 条により、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名することとなっている。事務局からの、第 5 期中野区自立支援協議会の会長を務めた頂いた社会福祉法人東京コロニー理事長の中村委員に引き続き会長をお願いしたいという提案が、全会一致で了承された。

・中村会長の挨拶

これまで行ってきたことも、きちんと行うことができていたのかという思いもあって、引き受けてよいものか悩んでいるところではあるが、社会保障制度の見直しが始まり、地域共生社会の実現に向けた取り組みが本格化していくという重要な時期になるかと思う。国の障害者基本計画が第 4 次、市区町村の障害者福祉計画が第 5 次、新たに障害児福祉計画が第 1 次として策定されている。色々な意味で初めてということがあるかと思うが、改めて皆様のお力をお借りして中野区の障害福祉、並びに地域コミュニティの醸成、地域社会環境の充実に向けて努力したい。

・副会長の選出

副会長は 2 名の方、中野区福祉団体連合会の市野委員と社会福祉法人中野区社会福祉協議会の秋元委員をお願いしたいという提案が中村会長からあって、了承された。

・市野副会長の挨拶

障害者とその家族も含めて、この中野区で幸せに楽しく暮らせるようにということが、中野区福祉団体連合会の願いである。この自立支援協議会の様々な活動が、この地域で幸せに住み続けることにつながっていくことを願っている。

#### ・秋元副会長の挨拶

社会福祉協議会としては、様々な地域の団体を知っているところがあり、フィールドが中野区全般ということもあるので、そういった立場から障害者のことだけではなく様々な見方で発言して、自立支援協議会に寄与していきたい。

#### ② 協議会組織等の説明

【資料2】 中野区障害者自立支援協議会の組織（案）参照。

自立支援協議会の中に様々な会議体があって、相互に連携しあって組織される形になっている。全体会は、平成30年度は、7、9、11、1、3月開催を予定。内容は、各部会、事業者連絡会の検討状況の報告、施策提案に係わる社会資源の開発、サービスネットワークの構築、評価、課題別会議の設置検討、第5期中野区障害者福祉計画の進行管理他。

個別ケア会議の役割は、多様な障害ケースへの取り組み、課題別ケース検討会の開催。

相談支援機関会議の役割は、個別ケア会議やケースカンファレンス会議等の事例を各相談支援機関が報告し、その中から課題抽出等が必要な事例を選出し、各部会や全体会に報告。

部会連絡会の参加者は、会長、部会長、副部会長、事務局。全体会の打ち合わせ、部会運営状況の確認など必要に応じて開催。

部会は、相談支援部会・地域生活支援部会・就労支援部会・差別解消部会（第6期新設）の4部会を設置。差別解消部会については、平成30年3月14日に開催した前期の自立支援協議会の中で、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を備えた部会を、障害者自立支援協議会内に設置するという形で事務局から案を提出して了承して頂いた。課題別部会は必要に応じて設置する。

事業者連絡会は、居宅系サービス事業所、施設系事業所を対象に開催し、各事業所より現状や課題を報告する。

事務局会議は、会長、事務局間における全体調整等、必要に応じて開催する。

#### ③ 部会の設置

（意見）差別解消部会が差別解消地域協議会の役割を担うという説明があったが、協議する内容がもう少し具体的ににならないとうまく機能しないのではないか。そのあたりの留意が必要だと思う。

→差別解消部会として課題等の整理、情報共有はもちろん、全体会にも報告、問題提起をしてもらい我々全体で把握しながら、地域の差別解消に向けて取り組んでいきたい。

#### ④ 部会長及び副部会長等の指名

選出の方法は委員の中から会長が指名する。

##### ・相談支援部会

部会長：特定非営利活動法人リトルポケット 松田委員

副部会長：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 安西委員

→（相談支援部会・部会長）相談支援部会では、今期は相談支援体制の在り方について、改めて部会で見直しをするというテーマを軸に話し合っていきたい。

・地域生活支援部会

部会長：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 柴山委員

副部会長：権利主張センター中野 関口委員、社会福祉法人南東北事業団 小島委員

→（地域生活支援部会 部会長）皆さんと一緒に学び、課題の共有をしながら、取り組んでいけたらと思っている。引き続き、障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援をテーマに取り組んでいきたい。

・就労支援部会

部会長：中野区障害者福祉事業団 鈴木委員

副部会長：中野区肢体不自由児者父母の会 大村委員、特定非営利活動法人すばる会 近藤委員

→（就労支援部会 部会長）今期は工賃アップも含め、通所全般に焦点を当てて取り組んでいきたい。就労の促進については、就労に向けて取り組むだけではなく、地域に向けて発信して地域を巻き込んだ取り組みができないか部会で検討していきたい。制度改革についても検討していきたい。

→（会長）このところ、障害のある方の就労、雇用について注目されている。「障害者の安定雇用・安心就労促進をめざす議員連盟」（略称：インクルーシブ雇用議連）が設立され、一般就労・雇用を含めて福祉的就労とどのように連携していくか、今の働き方に加えて新たな働き方を検討していこうという動きがある。先日、骨太方針 2018 が閣議決定され、共生社会のところで障害分野の統計資料については一般の方と比較ができない統計の取り方になっているので、いわゆる統計法に基づいて、比較できるような統計を取ろうということで、インクルーシブ雇用議連の中から提案した内容が骨太方針 2018 の中にも取り入れられた点は一歩前進した取り組みといえる。

・差別解消部会

部会長：中野区視覚障害者福祉協会 高橋委員

副部会長：中野区愛育会 宮澤委員

→（差別解消部会 部会長）新たに新設された部会の初代の部会長に指名されて不安もある。視覚障害者として51年生活してきて、今の自分の状態が普通になってしまって、どういうことに問題があるのか、当事者あるいは当事者家族がどういうところに差別を感じているのか、逆に分からなくなっている。当事者あるいは当事者家族が差別を感じているところに敏感になって、副部会長や全体会の委員の皆様にご助けをいただきながら、一年間務めていきたい。

→（会長）障害を持って生活していることが普通化していて、何が差別か分からないというのは非常に重たい言葉だと思う。やはり、不便や不条理、その他、障害があることによって、いろいろな差別を受けているということはあると思うが、そのことも受け止めながらしっかり務めて頂くという意味で適任だと思う。

・居宅系事業者連絡会

連絡会会長：社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 秋元委員

→今まで幾つかご報告させて頂いて、その内容について思うところもあるかもしれないが、現場のヘルパー、あるいは1対1でサービスを提供する中で素朴な悩みがあることをご理解頂きたい。現場に即したやり方で課題提起をしながら、学習会等を進めていきたいと考えている。全体会の中では「こんなことを…」と感じる面もあるかもしれないが、当事者の生活を支えている事業なので、ざ

っくばらんに課題提起やアドバイスを頂いて進めていきたい。明日、第1回の連絡会（研修会）を開催予定で、中野区から制度改正等の説明や請求事務について過誤についての指導と、毎回グループ討議を進めて課題を整理しながら学習会を行っている。

・施設系事業者連絡会

連絡会会長：社会福祉法人正夢の会 奥秋委員

→施設系事業者連絡会は、だいたい年6回開催で、そのうち1回は研修会を行っている。参加している事業者の得意分野も法人格が異なり、考え方も変わってくるのでその中で共通する内容、興味関心のある話題で話し合ってきた。まだまだお互いのことを知らないことも多く、同じ中野を作っていく仲間として、お互いを知る機会にしていきたい。

◆第6期中野区障害者自立支援協議会 事務局の紹介 【資料3】

- ・事務局 : 子ども発達支援担当 細川 広行  
障害者社会参画担当 関村 英希
- ・相談支援機関会議 : 障害者相談支援担当 齊藤 修  
障害者相談支援担当 河野 勝也
- ・居宅系事業者連絡会 : 自立支援給付管理担当 高旗 智之  
自立支援給付管理担当 井口 健太郎  
自立支援給付管理担当 河野 かおり
- ・地域生活支援部会 : 障害者福祉事業担当 五味 純一  
障害者相談支援担当 安田 知  
障害者相談支援担当 磯山 知子
- ・相談支援部会 : 障害者相談支援担当 篠原 由紀  
障害者相談支援担当 上里 智子
- ・差別解消部会 : 障害者社会参画担当 金井 俊雄
- ・就労支援部会 : 障害者社会参画担当 伊藤 敦詩  
障害者施設担当 西川 明日香
- ・施設系事業者連絡会 : 障害者施設担当 遠藤 秀明  
障害者施設担当 杉山 真穂

→（小高委員）今期から差別解消部会が設置されたので、地域生活支援部会からそちらに所属を移したいと思っているが可能か。

→（事務局）自立支援協議会は、委員の方が複数の部会や連絡会に参加するのを妨げてはいないので、地域生活支援部会と差別解消部会の両方に参加することは可能。差別解消部会は、本日設置が確定した部会なので、改めて部会長、副部会長と相談して委員をどなたにお願いして発足するか検討したい。

⑤ 会議の運営について

委員の任期は2年として、協議会委員は個人に委嘱しているので代理人の出席は不可。会議は委員

の過半数の出席がなければ開催することができない。中野区のホームページで今後、全体会の日程を公表し、会議の傍聴を可とする。ホームページで、会議の要録を公開する。会議の開催は隔月、

【資料4】平成元年30年度 第6期中野区障害者自立支援協議会（全体会）日程表の通りとする。次回は、9月19日（火）13:30~15:30。会場は、スマイルなかの5階 第1・第2会議室。資料の送付など、事務局業務の一部を今期から社会福祉法人東京コロニーに委託している。

→全体会は個人に委嘱しているため代理の出席は不可とのことだが、部会も同様に考えるべきか。  
→（事務局）部会に関しては、代理の方の出席が可能。

#### ⑥ 相談支援機関会議報告

【資料6】第5期相談支援機関会議記録 49回・50回、個別ケア会議開催状況一覧

相談支援機関会議は、区内の4つのすこやか障害者相談支援事業所、つむぎ、せせらぎ、機関相談支援センターとして中野区 障害福祉分野の7つの相談支援機関が集まって、1か月に1回行っている。その期間に行われた個別ケア会議・ケースカンファレンスを通して、地域の課題あるいは障害福祉サービスにとって足りないものがあるかどうか、話し合いを行って全体会あるいは部会へ課題の報告等を行っている。昨年度の延べ開催回数は362回、一か月おおよそ30ケースほどの報告があった。

#### ◆第49回（4月25日開催）事例総数：34件

主な話題は、二点。一つは生活保護受給者の転宅指導について。住宅扶助費の見直し等が行われて、転宅指導がされる際に居住サポートの利用を勧められるケースが多くなっている。現在部屋を借りること自体が非常に厳しい状況になっているため、居住サポートの制度の中だけで対応することが難しくなっている。二つ目は、入院中やグループホーム入居者などにも対応できる金銭管理制度の在り方について。金銭管理についてはたびたび問題になっているが、今回は精神科病院に入院している際に退院に向けて金銭管理の契約等ができないかという話があった。地域権利擁護事業、成年後見人制度、自立生活援助等、金銭管理について支援してくれる事業が少しずつそろってきたので、そのメリットや特徴をうまく活かして、サービスにつなげていくことが大切だということを確認した。情報提供として、「せせらぎ」における自立生活援助の実施について。6月1日現在、都内で自立生活援助をおこなっているのは28か所。中野区では「せせらぎ」1か所。

#### ◆第50回（5月30日開催）事例総数：48件

主たる話題は二点。一つは自立生活援助への期待と現状について。精神障害者や知的障害者に対する自立生活援助のニーズはあるものの、サービス提供事業者が圧倒的に足りない現状がある。二つ目は、養育支援ヘルパー制度（子育て支援のサービス）から障害福祉サービスへの切り替えのケースの報告について。養育支援ヘルパー制度は、若年妊婦、出産後1年未満の養育者で育児ストレス、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して強い不安等を抱え支援が必要なものと認められる者または虐待の恐れまたは子育てのリスクを抱え支援が必要な者に対してヘルパーを派遣するもの。養育支援ヘルパーにはコーディネーターがついていて、その方の状況を逐一報告して、適切な

サービスをコーディネートする役割を担っている。養育支援ヘルパーは予算に制限があって長期間利用することが難しい中で、障害福祉サービスに移行できないニーズが生じて、必要な方に提供していくことになる。課題としては、障害福祉の相談支援機関がただ引き継ぐのではなく、子育て支援担当、虐待関係の担当と連携して、その方にとって安心できるようなサービスを継続的に提供していくこと。

→生活保護受給者の転宅指導とは、引っ越しが必要ということなのか。住宅扶助費の見直しというのは、住宅扶助費が下がったあるいは打ち切りになったために、今住んでいるところに住めなくなって新しいところに引っ越しを勧めているが難しいという状況ということか。

→（事務局）住宅扶助費が下がったために、現在の住居の家賃が扶助費を上回っている場合は、基準を下回っているアパート等に転宅をしたほうがよいと、生活保護担当から勧められる。そういった理由で転宅したいが障害が理由でなかなか転宅が難しい場合に、居住サポートを利用したいという方がいらっしゃるが、そういったところまで対応するのが難しい状況。

→こういう方は複数いらっしゃると思うが、次の引っ越し先が見つからず、扶助費を上回った部分の自己負担もできない場合はどうなるのか。

→（事務局）障害の枠で生活保護を受給しているケースは、扶助費の基準が少し上がるので、障害の基準にあわせてよいということになれば今までの住宅に住み続けることは可能になると思う。

→実際に住宅扶助費が下がったということも問題だが、生活保護担当から引っ越しを勧められる案内が一齐に送付されているという状況が問題だと思う。その際に、居住サポートを利用してみてはどうかと案内があるので、居住サポートを利用したいという方が増えている。もともと大勢の希望を受けられるキャパシティがない上に、今日明日住めなくなってしまう切迫した状況の方を最優先でお受けしているので、そういった形での転宅指導からの相談を受けるのは難しい状況である。

→保護者への支援は、養育支援ヘルパー制度から障害福祉サービスへの切り替えで継続できると思うが、お子さんへの支援はどうなるのか。

→（事務局）お子さんのことを考えると、今回のようなケースはリスクを背負ったケースではあるので、子育て支援や虐待関係の担当にもそのあたりをよく検討した上で障害福祉サービスへの切り替えの相談をしてほしいと伝えている。

→児童相談所が各市町村に移管されるのはいつからになるのか。

→（事務局）児童相談所が市区町村に移管されるのは平成 33 年の予定。虐待や愛の手帳の判定の業務、障害児者の相談や一時保護の機能が区に移管されることになる。

#### ⑦ その他

◆区内在住のお子さんの心臓移植の結果の報告等

◆愛育会だよりの配布

◆障害者総合支援法の改正によって給付費が変わったことへの影響の実態把握について

→（事務局）調査の必要性を感じているので、今後調査を実施していきたい。

備考

次回日程 9月19日（水）スマイルなかの5階 第1・第2会議室